

3 月 1 1 日 (木)

(第 2 日 目)



## 令和3年第2回南関町議会定例会（第2号）

令和3年3月11日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第2 議案第3号 南関町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第3 議案第4号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第4 議案第5号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第6号 南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について
- 日程第6 議案第7号 南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の  
一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第8号 南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例を廃止する条例  
の制定について
- 日程第8 議案第9号 令和2年度南関町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第9 議案第10号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)  
について
- 日程第10 議案第11号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第3  
号)について
- 日程第11 議案第12号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  
について
- 日程第12 議案第13号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
について
- 日程第13 議案第14号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算  
(第3号)について
- 日程第14 議案第15号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2  
号)について
- 日程第15 議案第16号 令和3年度南関町一般会計予算について
- 日程第16 議案第17号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第17 議案第18号 令和3年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第19号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第20号 令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第21号 令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第21 議案第22号 令和3年度南関町下水道事業予算について
- 日程第22 議案第23号 南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について
- 日程第23 議案第24号 南関町教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 議員派遣の件について
- 日程第25 委員会報告について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第1 議案第25号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 委員会提出議案第1号 南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 追加日程第4 閉会中の継続審査について  
「総務産業常任委員会・陳情付託の件」  
陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について  
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について  
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第7 閉会中の継続調査について  
「広報常任委員会」
- 追加日程第8 閉会中の継続調査について  
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 西田 恵介 君 | 2番 北原 浩一郎 君 |
| 3番 中村 正雄 君 | 4番 立山 比呂志 君 |

5番 杉村博明君  
7番 立山秀喜君  
9番 鶴地仁君  
12番 橋永芳政君

6番 井下忠俊君  
8番 打越潤一君  
11番 境田敏高君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町	長	佐藤安彦君	税務住民課長	東田彰夫君
副町	長	大木義隆君	福祉課長	島崎演君
教育	長	谷口慶志郎君	経済課長	田口明君
総務課	長	古澤平君	建設課長	嶋永健一君
会計管理者		竹崎俊一君	教育課長補佐	田代由紀君
まちづくり課	長	坂田浩之君		

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 橋本清孝君 書記 福山尚樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和2年度南関町一般会計補正予算(第7号)）

○議長（橋永芳政君） 日程第1、議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第3号 南関町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第2、議案第3号、南関町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、南関町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第4号 南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第3、議案第4号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、南関町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第5号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第4、議案第5号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第6号 南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第5、議案第6号、南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第7号 南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定について



○議長（橋永芳政君） 日程第6、議案第7号、南関町新型コロナウイルス感染症対策  
利子補給基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、南関町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条  
例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第8号 南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例を廃止する条例の  
制定について

○議長（橋永芳政君） 日程第7、議案第8号、南関町大規模太陽光発電設備設置促進  
条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例を廃止する

条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第8 議案第9号 令和2年度南関町一般会計補正予算（第8号）について**

○議長（橋永芳政君） 日程第8、議案第9号、令和2年度南関町一般会計補正予算（第8号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

はい、1番議員。

○1番議員（西田恵介君） この補正について質問したいと思います。

前回12月議会で、補正したときに100億円と。非常にこの南関町としては大きな規模の予算となっております。今回12億円の減額によって総予算が97億円というふうになっております。通常時であれば60億円ぐらいが町の規模としての予算でないかと思われませんが、今回は新型コロナウイルス等対策、また庁舎建設等が重なったことでこのような予算になっているかと思いますが、通常からオーバーしている分の予算のその金額、またその比率をお尋ねしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） お答えいたします。全体で39億4,300万円ほど通常よりもオーバーしているかと思われれます。内訳といたしまして、コロナ対策事業が3億5,600万円、約3.7%です。それから特別定額給付金事業、これが9億6,100万円、約9.9%です。それから防災行政無線デジタル化事業4億1,400万円、4.3%です。それから火葬場の大規模改修、これが4億500万円程度で4.2%です。それから庁舎建設事業、これにつきまして、6億3,516万7,000円、6.5%です。それと災害復旧事業につきまして、11億7,100万円ということで12%程度ございます。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） はい、1番議員。

○1番議員（西田恵介君） 災害とコロナ対策というのは全国的なことでありますが、本町においては庁舎建設また火葬場等ということで非常に負担も大きくなっているかと思いますが、この中でやはり国の補助等をいただきながら運営しているかと思いますが、必要な事項はもちろん予算として計上すべきであります。今後やはり97億円という大きな予算が町への負担になるかと思いますが、その辺りの見解についてお尋ねしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 一応財政計画を精査いたしまして、無理がこないような財

政の運営を行いたいというふうに考えております。

○議長（橋永芳政君） 1 番議員。

○1 番議員（西田恵介君） この中でもコロナ等、災害等によっては国の負担等も大きいかと思いますが、今国の予算を100兆円超えというのを3年間続けてあるかと思えます。したがって緊急事態のコロナ対策等については補助等も下がることはないかと思いますが、その他の補助金等が国の予算が削られたり、また下げられたりとそういうこともあるかと思えますので、やはり予算についてはしっかり精査した上で必要な部分にはしっかりと使って不必要な部分については町として考えて今後事務の遂行等していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、令和2年度南関町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第9 議案第10号 令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） について

○議長（橋永芳政君） 日程第9、議案第10号、令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、令和2年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第11号 令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第10、議案第11号、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、令和2年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第12号 令和2年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第11、議案第12号、令和2年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、令和2年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第13号 令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第12、議案第13号、令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和2年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第14号 令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第13、議案第14号、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和2年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第15号 令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（橋永芳政君） 日程第14、議案第15号、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、令和2年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第16号 令和3年度南関町一般会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第15、議案第16号、令和3年度南関町一般会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

5番議員。

○5番議員（杉村博明君） 令和3年度の南関町一般会計予算の当初から71億円という金額で上がっております。先ほど西田議員のほうで補正のところで言われたように、100億円から超えている段階やったということですけど、やっぱり年々この予算のほうが上がってきているわけなんですけど、当初から71億円、また補正が6月補正、9月補正、12月補正と段々と上がってくると思うんですよね。起債の部分でどうしても事業を起こせば起債が出てくるわけなんですけど、それ以外で南関町の予算で単独事業としての予算とか、また災害が発生した場合には起債等でされるわけなんですけど、一般の単独で行う予算ですね。そちらのほうも大分影響してくるんじゃないかと思うんですよ。また、今からですね。今後事業としてここ2、3年先の事業として何か大きいものがあるのかですね、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（橋永芳政君） 総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 新庁舎の建設の完了に伴いまして、今のこの庁舎の解体とそれから関連する施設あたりの改修費用あたりが発生するというふうに見込みをしております。

○議長（橋永芳政君） 5番議員。

○5番議員（杉村博明君） やっぱりそういったまだまだ庁舎に関しての全部の旧庁舎の解体それまで終わってから庁舎建設の問題は終わってくるかと思うんですよね。まだ途中段階でありますので、また今後新庁舎ができた後に旧庁舎の跡地をどうするかということがありますが、その中で予算がどれくらいかかるというのが全く全然知らされてない。こうやって先ほど西田議員が言われたように、健全な財政というのは60億円前後かと思うんですよ。今回令和3年度で71億円という数字が出ております。これで下がるとは思っておりません。当然補正とかが出てきて上がるのは必然的にわかっているわけなんですよ。そこをどうにか努力して本当に健全な財政運営を行ってもらいたいと思います。皆さん、町民の方も町の財政厳しく見られていると思うんですよ。そこら辺を十分に頭に置いて、この金額をできるだけ財政を圧迫しないように今後ともお願いしたいわけなんです。町長、その辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 健全な財政運営ということであると思いますが、令和3年度におきましては、一番大きい70億円を超えているという様相の中では、冒頭の施政方針の中でも申し上げましたけれども、庁舎建設費が10億円を超える金額がありますので、来年度はこの庁舎建設そのものの金額はなくなりますので、単純に考えますとそれで60億円程度になるかと思いますが、ただ、今総務課長の答弁にもありましたとおり現庁舎の解体等も今後予想されます。それと、うから館の利活用をどうするのかということで、これからコンパクトシティ構想の中で委員会の中でもいろんな検討をしていただきますけれども、そういったものがどうなっていくかということでまた新たな事業というか予算の編成あたりも考える必要がありますし、そういった動きが出てくるとは思いますけれども、これからは庁舎の一番大きな部分、それとやはりそれはなくなりますけれども、ただ毎年発生しております災害、議員が今指摘されましたところですが、災害とコロナウイルス感染症の対策、こういったものがどういう動きになるかということでその金額は変わってまいりますけれども、基本60億円を切る財政規模ということで考えておりますので、そういったものをしっかり肝に銘じながら一つの基準そういったものを持ちながら行財政運営に努めていきたいと考えます。

○議長（橋永芳政君） ほかに質疑ありませんか。

7番議員。

○7番議員（立山秀喜君） 当初予算の103ページの文化財委託料のところ、上長田の発掘委託料が出ておりますが、これは当初の計画では11月ぐらいからする予定でしたけど、いろいろな諸般の事情で4月からになっております。それでこの発掘にいたりましての事務所設置なり、また作業員の確保を地区に依頼されておりますけど、時期が時期でちょうど農繁期に入ります。それと夏場の暑い時期ですね、それと梅雨の災害の多い時期に入りますけど、その時の作業員の確保なり、その辺が非常に困難な時期になるとは思いますが、その辺の対策はどのように考えておられますかね。

○議長（橋永芳政君） 教育長。

○教育長（谷口慶志郎君） 今の発掘調査の実働の部分のお尋ねですけど、昨日も全協の中でも担当が説明したとおり、時期的なずれが生じておりますので、できるだけその時期、農繁期避けるような形で事業を実施する方向と言いますか、作業員さんの雇入れあたりもありますので、その辺りを配慮しながら検討していきたいそんな思いでございます。

○議長（橋永芳政君） 7番議員。



○7番議員（立山秀喜君） 今答弁いただきましたけど、地元でも何件かあたっておりますけど、なかなか時期が時期でありますので、確保が困難なような感じを受けます。私たちも確保するため努力はいたしますけど、もし揃わなくてこの事業が一応半年ということがございますので、それより遅れますとなかなか今から先の事業に絡んできますので、その辺ですれぐれも遅れがないようお願いしたいと思います。それと夏場の暑い時期でございますので、作業員さんなり発掘者の方々の健康をその辺もくれぐれも注意していただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。  
4番議員。

○4番議員（立山比呂志君） 先ほど西田議員とか杉村議員のほうから予算のほうに関して言われてましたので、一言だけお願いしたい点があります。前回全協でも庁舎建設に関して杉村議員が今からいくらかかるのだと言って一覧表が出ました。そういうことはわかっている時点で各委員会、建設委員会とか検討委員会がありますので、そういうところでわかり次第数字の金額面は出していただきたいと思います。何でかという、今までどれだけ私が腹立てて全協でも言いましたように、金額が出るのが遅すぎます。我々議員として執行部からはぐらかされた気分で、憤慨しているところもあります。検討委員会とかありますので、そこでちゃんと出てまた全協で説明していただきたい。それが心なる願いです。それが執行部、議員、一つの輪になって一緒に同じ方向に向かっていく、それが本当の議会であるし執行部だと思っています。中途半端な予算の執行の仕方は今後していただかないように今後ともよろしくお願いします。それだけです。

以上です。

○議長（橋永芳政君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 予算説明不足ということであろうと思いますけれども、庁舎建設につきましても、昨年3月にも数値を示しながらお示しはしたわけですが、その中で備品費、それと移転費そういったものの予算計上がなかなかまだ決まってない分で実際の金額を出していなかった分もございまして、全体のところがちょっと不足していたところがあったと思います。今回、それに合わせて比較表を出しながら説明をさせていただきましたけれども、そういった数値につきましてもなるべく早くという考えを持っておりますけれどもなかなかそれが決まるまでに時間がかかるということもありまして、遅れたこともあります。毎回そういった指摘を受けておりますけれども、これからもその数値は把握しながらなるべく早く議会のほうにも示していきたいと考えております。決して欺いているそういったこと

は全く考えておりません。事務的な遅れが少しあるかもしれませんが、なるべくそういったことがないように、指摘を受けないようにしっかりと数字を示しながら、議会のほうと一緒に調整を進めていきたいと考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋永芳政君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和3年度南関町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第17号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第16、議案第17号、令和3年度南関町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和3年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第18号 令和3年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第17、議案第18号、令和3年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、令和3年度南関町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第19号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第18、議案第19号、令和3年度南関町介護保険事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和3年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 20 号 令和 3 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第 19、議案第 20 号、令和 3 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、令和 3 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 20 議案第 21 号 令和 3 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第 20、議案第 21 号、令和 3 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 21 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、令和 3 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 3 年度南関町下水道事業予算について

○議長（橋永芳政君） 日程第 2 1、議案第 2 2 号、令和 3 年度南関町下水道事業予算についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 2 号、令和 3 年度南関町下水道事業予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 2 3 号 南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止について

○議長（橋永芳政君） 日程第 2 2、議案第 2 3 号、南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止についてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第 2 3 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 3 号、南関町・和水町火葬事務の委託に関する規約の廃止

については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第24号 南関町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（橋永芳政君） 日程第23、議案第24号、南関町教育長の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は、提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、議案第24号、南関町教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議員派遣の件について

○議長（橋永芳政君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思えます。なお、日時場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任していただきたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第25 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事

### 等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 日程第25、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号（平成30年5月31日受理）  
「米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情」について、委員長より審査  
結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山比呂志君。

○総務産業常任委員会委員長（立山比呂志君） 南関町議会議長、橋永芳政様。

令和3年3月11日。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山比呂志。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則  
第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成30年6月12日。

件名、米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情。

審査の結果、継続。

委員会の意見、工事実施状況を見守り早期に工事完了を進めるため。

以上でございます。

○議長（橋永芳政君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長の  
報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、平成30年5月31日受理、米田地域の道路改良工事  
等の早期実施を求める陳情は、継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） お諮りします。ただいま町長ほかから議案第25号工事請負契  
約の締結についてなど8件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1

から追加日程第8として、議題にしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、工事請負契約の締結についてなど8件を日程に追加し議題とすることに決定しました。

職員に議案の配布をさせます。

[議案書配付]

○議長（橋永芳政君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、追加日程第1から追加日程第8までの議案名を読み上げます。

(議案書朗読)

○議長（橋永芳政君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

#### 追加日程第1 議案第25号 工事請負契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第1、議案第25号、工事請負契約の締結についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第25号議案、工事請負契約の締結について提案理由及び議案の説明をいたします。

今回、御提案いたします工事請負契約の締結につきましては、令和2年7月豪雨により被災した準用河川墨摺川（その1）河川災害復旧工事に関するものでございます。

今回の工事は本年2月24日に指名競争入札の上、請負業者が決定しております。3月2日に仮契約をいたしております。工事名は準用河川墨摺川（その1）河川災害復旧工事でございます。工事場所は、南関町大字関外目地内、工事の概要といたしましては、コンクリートブロック積み大型擁壁等の災害復旧延長36.2mの河川災害復旧工事でございます。工期は議会の議決を得た日の翌日から令和3年10月29日までとしております。契約の相手方は熊本県玉名郡南関町大字関町1236番地、津留建設株式会社、代表取締役津留克也で、契約金額は5,280万円でございます。設計額は5,430万3,700円で入札業者は8社、全て玉名管内の業者でございます。落札率は97.2%です。地方自治法第96条第1項第5号及



び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定で予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負となっており、議決をすべき契約でありますので、今回提案するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 追加日程第2 議案第26号 工事請負契約の締結について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第2、議案第26号、工事請負契約の締結についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古澤 平君） 第26号議案、工事請負契約の締結について提案理由及び議案の御説明をいたします。

今回御提案いたします工事請負契約の締結につきましては、南関町防災行政無線同報系デジタル化工事に関するものでございます。

今回の工事は今年度にプロポーザル方式により請負業者が決定したもので、令和3年3月4日に随意契約で仮契約を締結したものでございます。工事名は南関町防災行政無線同報系デジタル化工事、工事場所は南関一円、工事の概要といたしましては、町防災無線のデジタル化工事でございます。工期は議会の議決を得た日の翌日から令和4年3月25日まででございます。契約の相手方は熊本県熊本市中央区水道町8番6号、日本電気株式会社、熊本支店、支店長、八木克哉で、請負金額は3億6,025万円でございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議

決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定で予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負となっており、議会で議決すべき契約でありますので今回提案するものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋永芳政君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 追加日程第3 委員会提出議案第1号 南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（橋永芳政君） 追加日程第3、委員会提出議案第1号、南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（鶴地 仁君） 委員会提出議案、第1号について説明を申し上げます。南関町議会議長、橋永芳政様。提出者、議会運営委員会委員長、鶴地仁。

南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について議案を別紙のとおり、南関町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由と議案について説明いたします。議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、押印の義務付けを見直し、署名または

記名押印に改めるものです。

議案についてです。南関町議会会議規則の一部を改正する規則。南関町議会会議規則（平成6年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員は、」を「前項の規定にかかわらず、議員が」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、」に改める。

第89条第1項中、「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名または記名押印をしなければ」に改めるものです。附則としてこの規則は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（橋永芳政君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（橋永芳政君） 討論なしと認めます。

これから委員会提出議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（橋永芳政君） 全員起立です。

したがって、委員会提出議案第1号、南関町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（平成30年5月31日受理）米田地域の道路改良工事等の早期実施を求める陳情

○議長（橋永芳政君） 追加日程第4、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号（平成30年5月31日受理）の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に

お配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第5 閉会中の継続調査について

##### 「文教厚生常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 追加日程第6 閉会中の継続調査について

##### 「総務産業常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第7 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第8 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（橋永芳政君） 追加日程第8、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（橋永芳政君） 以上で、本会議に付議されました議案は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句の整理については、その整理を議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋永芳政君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回南関町議会定例会を閉会します。  
起立。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員





南 関 町 議 会 会 議 録  
令 和 3 年 第 2 回 定 例 会

令 和 3 年 3 月 発 行

発 行 人 南 関 町 議 会 議 長 橋 永 芳 政  
編 集 人 南 関 町 議 会 事 務 局 長 橋 本 清 孝  
作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス  
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町 大 字 関 町 1316  
電 話 (0968) 53-1111

